

令和7年(2025年)1月30日

八王子市議会議長

鈴木 玲 央 殿

議会改革における議長諮問会議

座長 吉 本 孝 良

議会改革における議長諮問会議の検討結果について（答申）

令和6年（2024年）8月に貴職から諮問を受けました、議会改革を推進するための「会議体の在り方」について、慎重に検討・協議を重ね、下記のとおり結果をとりまとめましたので、議会改革における議長諮問会議（以下「議長諮問会議」という。）の答申として提出します。

記

1. 結果

(1) 新たな会議体について

「地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整を行うための場（以下、「協議の場」という）」を設置すること。

【理由】

- ・議会改革を推進するにあたり、課題に対して「柔軟」かつ「常設的」に会議体を設置することができるため。
- ・会議録の形式は全文記録、要点記録のいずれの方法でも可能であり、会議運営が効率的であるため。
- ・先進自治体等への調査に関する予算措置が可能であるため。

(2) 協議の場の設置形態について

協議事項に応じて、「目的別」に設置する形態とすること。

【理由】

- ・会議の目的を明確にすることができ、具体的な協議が可能であることから、スピード感をもって議会改革に取り組むことができるため。

(3) 協議の場の設置・運営に必要な事項（名称、目的、構成員等）について

議会改革における課題である「新たな課題に対応するための議会運営の在り方」及び「開かれた議会に向けた広報広聴の在り方」に対応するため、以下のとおり各目的別に設置すること。

(1)	会議の名称	議会機能向上協議会	広報広聴協議会
(2)	目的	新たな課題に迅速に対応するため、議会運営の在り方について、協議又は調整を行う	開かれた議会に向けた広報広聴の在り方について、協議又は調整を行う
(3)	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営における新たな課題への対応 ・将来を見据えた議会運営の在り方 ・議会基本条例の検証及び議会改革に関すること <p style="text-align: right;">などの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会広報の在り方 ・市民参加及び意見の把握の在り方 ・議会報告会 <p style="text-align: right;">などの方向性</p>
(4)	委員の選出	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派から1～2人 ・原則、諸派は総じて1人 ※議運正副委員長(オブザーバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各会派から1～2人 ・原則、諸派は総じて1人 ※正副議長(オブザーバー)
(5)	招集権者	協議委員長	協議委員長

なお、ここで示す項目以外に、委員より今後具体的に協議の場を設置・運営するにあたり、「議会運営委員会との役割分担の明確化」や「少数会派に配慮した委員の選出」等に対する考え方を整理する必要があるとの意見があり、別添1-1、別添1-2「協議の場の具体的な運営の考え方等について」のとおり整理した。

今後、別添1-1、別添1-2で示す考え方を基に、各会議体の具体的な設置・運営の内容を検討し、規程等を整備するとともに、協議事項が整理されるまでの間に実施すべき事業については、現行の体制で運営するものとする。

(4) その他

協議の場の設置に伴い、八王子市議会会議規則を改正する必要があることから、別添2八王子市議会会議規則の一部を改正する規則（案）を基に、改正すること。

3. 参 考

(1) 経 過

日 付	会 議 名	内 容
令和6年8月20日	会派代表者会	・議長より今後の議会改革を推進するための「会議体の在り方」を検討するため、議長諮問機関の立ち上げを提案し、了承
令和6年9月9日	会派代表者会	・議長諮問会議の議員選出について決定
	-	・会派代表者会の決定を踏まえて、「議会改革における議長諮問会議」の設置、名称、構成員等を決定
令和6年10月3日	第1回	・座長の決定 ・これまでの議会改革の経過、検証・課題について共有 ・今後の議会改革に向けた会議体について、「地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整を行うための場（会議の呼称：協議の場）」とすることで決定
令和6年11月18日	第2回	・新たな会議体「協議の場」の形態について、「目的別に設置する形態」とすることで決定 ・協議の場の名称、目的、構成員等について、決定
令和6年12月17日	第3回	・答申（素案）及び八王子市議会会議規則改正（素案）について協議・決定
令和7年1月30日	-	・議長へ答申を提出

(2) 議会改革における議長諮問会議 名簿

職 名	議 員 名	会 派 名
座 長	吉 本 孝 良	自民党新政会
委 員	岸 田 功 典	
委 員	渡 口 禎	八王子市議会公明党
委 員	望 月 翔 平	日本共産党八王子市議会議員団
委 員	小 林 裕 恵	立憲民主・市民の会
委 員	星 野 直 美	諸 派

◆協議の場の具体的な運営の考え方等について ～ 議会機能向上協議会の運営規定項目(案) ～

	項目	主な規定内容	備考(理由や考え方など)
1	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶議会運営における新たな課題への対応に関すること ▶将来を見据えた議会運営の在り方に関すること ▶議会基本条例の検証及び検証後の議会改革の取組に関すること ▶その他、議長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ▶議会運営委員会所管事項との協議範囲の区分けが明確になるよう、整理した。 ▶議会基本条例の検証を含め、新たな課題への対応や将来を見据えた議会運営の在り方など、中長期的な視点を持って継続的に議会改革の推進が図られる内容が適当と考える。
2	委員の選出	<ul style="list-style-type: none"> ▶各会派から1～2人を選出する。 ▶原則、諸派は総じて1人とする。 ▶議会運営委員長及び副委員長（オブザーバー） 	<ul style="list-style-type: none"> ▶原則、各会派から1人とするが、委員長選出会派や会派の構成人数により複数の選出を可能とする。 ▶協議事項が議会運営に関連する内容であるため、議運正副委員長がオブザーバーとして出席することで、協議等の内容を議会運営委員会と共有することができる。 ▶決定事項の「本市議会における特別委員会」と同様に、委員の人選と正副委員長の割り振りは、会派代表者会で事前調整することが適当と考える。
3	委員の任期	<ul style="list-style-type: none"> ▶2年とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶任期の設定として、2年(委員任期)と4年(議員任期)の2通りが考えられるが、これまで基本条例の検証は2年ごとに取りまとめてきたことから、委員任期にあわせた2年が適当と考える。 ▶2年とした場合、委員の選出は、常任委員等と同時に改選時と中間改選で行うことができ、会派内や会派間でも調整しやすく、議会運営上でもわかりやすいと考える。
4	会議の公開・非公開	<ul style="list-style-type: none"> ▶協議会は、非公開とする。 ▶議員は傍聴することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶法に基づく会議体であることや開かれた議会運営の観点から公開することが適当と考えるが、非公開にすることにより、委員は会派の意見等だけでなく、議員個人の意見など気兼ねなく発言できることから、円滑に協議調整を進めることができると思う。
5	記録	<ul style="list-style-type: none"> ▶会議の概要及び出席委員の氏名等の必要な事項を記録する。 ▶記録は、議長が保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶会議体の性格上、詳細な記録より要点記録が適当と考える。 ▶全文記録ではないため、市議会ホームページ会議録検索システムには掲載しない。
6	議事	<ul style="list-style-type: none"> ▶議事は、「協議による決定」を旨とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶意見が分かると結論に至らないケースも考えられるが、議会改革を進める上では、なるべく多くの議員や会派が了承するよう協議による決定が本市議会に適した方法と考える。また、会議体の性格上、意見が対立するような多数決による決定方法はなじまないと思う。
7	代理委員	<ul style="list-style-type: none"> ▶委員がやむを得ない理由で欠席する場合は、同じ会派からの代理出席を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶協議による決定を旨としていることから、代理者は欠席委員の所属する会派から選出し、委員とみなして出席を認めることが適当と考える。
8	委員外委員	<ul style="list-style-type: none"> ▶協議会は、協議等において必要があると認めるときは、委員でない議員に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶特定の分野に関する事案において、その専門的知識や経験がある議員から説明や意見を聴くことで、協議等を深めていくことができる。

◆協議の場の具体的な運営の考え方等について ～ 広報広聴協議会の運営規定項目(案) ～

別添1-2

	項目	主な規定内容	備考(理由や考え方など)
1	協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶議会広報の在り方に関する事 ▶市民参加及び意見の把握の在り方に関する事 ▶その他、議長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ▶これまでも議会だより「ひびき」やホームページ、インターネット中継等で広く情報発信に取り組んできたが、開かれた議会に向け、さらなる広報活動の充実に取り組む必要がある。 ▶同時に、議会における広聴機能の充実に向け、議会報告会をはじめ、市民参加及び意見の把握についての在り方を協議していく必要がある。
2	委員の選出	<ul style="list-style-type: none"> ▶各会派から1～2人を選出する。 ▶原則、諸派は総じて1人とする。 ▶議長及び副議長(オブザーバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶原則、各会派から1人とするが、委員長選出会派や会派の人数により複数人の選出を可能とする。 ▶本市議会における特別委員会と同様に、委員の人選と正副委員長の割り振りは、会派代表者会で事前調整することが適当と考える。 ▶議会だよりの編集会議においては、これまでも正副議長が出席していることから、オブザーバーとして出席できることが適当と考える。
3	委員の任期	<ul style="list-style-type: none"> ▶2年とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶任期の設定として、2年(委員任期)と4年(議員任期)の2通りが考えられるが、これまで基本条例の検証は2年ごとに取りまとめてきたことから、委員任期にあわせた2年が適当と考える。 ▶2年とした場合、委員の選出は、常任委員等と同時に改選時と中間改選で行うことができ、会派内や会派間でも調整しやすく、議会運営上でもわかりやすいと考える。
4	会議の公開・非公開	<ul style="list-style-type: none"> ▶協議会は、原則公開とする。ただし、協議委員長が必要と認める場合は、協議会に諮り、非公開とすることができる。 ▶議員は傍聴することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶法に基づく会議体であることや開かれた議会運営の観点から原則、公開することが望ましいと考える。 ▶ただし、協議内容に個人情報や意思形成過程に関する内容等が含まれる場合など、円滑に協議調整を進めるため、協議委員長が必要と認める場合は、協議会に諮って非公開とすることができる運用とする。
5	記録	<ul style="list-style-type: none"> ▶会議の概要及び出席委員の氏名等の必要な事項を記録する。 ▶記録は、議長が保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶会議体の性格上、全文記録より要点記録が適当と考える。 ▶全文記録ではないので、市議会ホームページ会議録検索システムには掲載しない。
6	議事	<ul style="list-style-type: none"> ▶議事は、「協議による決定」を旨とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶意見が分かると結論に至らないケースも考えられるが、議会改革を進める上では、なるべく多くの議員や会派が了承するよう協議による決定が相応しいと考える。会議体の性格上、意見が対立するような多数決による決定方法はなじまないと考える。
7	代理委員	<ul style="list-style-type: none"> ▶委員がやむを得ない理由で欠席する場合は、同じ会派からの代理出席を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶協議による決定を旨としていることから、代理者は欠席委員の所属する会派から選出し、委員とみなして出席を認めることが適当と考える。
8	委員外委員	<ul style="list-style-type: none"> ▶協議会は、協議等において必要があると認めるときは、委員でない議員に出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶特定の分野に関する事案や、協議する各テーマにおいて、その専門的知識や経験がある議員から説明や意見を聴くことで、協議等を深めていくことができる。

八王子市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

別添2

改正後	改正前
<p>第6章 懲罰（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 <u>（協議又は調整を行うための場）</u></p> <p>第165条 <u>法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u></p> <p>2 <u>前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p>4 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第8章 議員の派遣 （議員の派遣）</p> <p>第166条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第9章 補則 （会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第167条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。</p>	<p>第6章 懲罰（略）</p> <p>第7章 議員の派遣 （議員の派遣）</p> <p>第165条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第8章 補則 （会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。</p>

附 則 (略)

別表 (第165条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
<u>議会機能向上協議会</u>	<u>新たな課題に迅速に対応するため、議会運営の在り方について、協議又は調整を行う</u>	<u>各会派等から選出された議員</u>	<u>協議委員長</u>
<u>広報広聴協議会</u>	<u>開かれた議会に向けた広報広聴の在り方について、協議又は調整を行う</u>	<u>各会派等から選出された議員</u>	<u>協議委員長</u>

附 則 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。